

<研究報告>

デンマークにおける犯罪知的障害者の保護処分制度について（2）

佐々木 明 員

抄 録：デンマークにおいては、犯罪知的障害者は、犯罪知的障害者特別裁判を受け、犯罪知的障害者保護観察処分を受ける。

第2研究報告は、犯罪知的障害者の一般知的障害者施設等における保護観察処分について報告する。内容は知的障害者保護観察処分施設運営、犯罪知的障害者支援の実際である。

犯罪知的障害者の保護観察処分制度は、刑法と社会サービス法により実施されている。犯罪知的障害者保護処分施設は、司法省犯罪局に定期の支援状態報告をする。保護観察処分の短縮・延長・終了は、高等検察庁検事が高等裁判所に上申し、決定する。

犯罪知的障害者保護処分施設は知的障害者施設等において行われる。犯罪のない居住者と一緒に支援が行われる。したがって保護処分施設独自の設置運営基準はない。知的障害者施設は自治体運営であり職員は公務員である。職員配置は、保護処分施設は5区分のTypeがあり、支援の必要性に応じて必要職種と人員を算出する。運営費は入居者出身自治体が負担する。入居者は入居利用料を早期年金から支払う。

施設居住者は処分の遵守事項以外については、市民と同じくNOを言える権利や生活と活動が保障されている。

支援は個別支援計画により行われる。計画内容は支援の目的・内容・期間、住居、職業、個人サポート、医療、福祉用具、再犯予防計画である。定期的に計画の評価・改訂を行う。

保護施設等における支援職員は障害者支援専門職ペダゴギー（社会生活指導員）等である。自治体の障害者生活サポート担当のワーカーは、保護施設支援の負担金や退所後の住居や就労の調整を担当する。

再犯防止と問題別特別の支援について、性犯罪は性犯罪専門指導員が指導する。犯罪知的障害者のアルコール依存症、薬物依存症、性犯罪等の支援は、自治体犯罪精神科等における治療の地域システムがある。

非行知的障害児の保護処分は、自宅や療育里親、開放型保護施設「若者施設」、がある。非行知的障害児の専門閉鎖型保護施設はない。非行少年保護処分施設で一緒に生活する。一般非行少年の刑事施設は少年院、刑務所少年棟がある。開放型保護施設「若者施設」は、非行が進んでいない少年を対象としている。

デンマークにおける犯罪知的障害者の基本的人権が保障され、地域の中で普通の生活に近い居住環境で生活し、再犯防止と自立を支援する体制がある。保護処分制度は知的障害の特性に配慮されている。また安定した質の高い生活と活動が保障されている。障害者福祉及び司法福祉のモデルである。パーソナルケアを支える市町村福祉のシステムである。

したがって、デンマークにおける犯罪知的障害者の保護処分制度は、わが国の福祉のあり方と今後の司法福祉の検討における有用な参考事例となる。

キーワード：デンマーク 触法知的障害者 保護処分制度 地方分権 ノーマライゼーション 基準

I. 研究目的・研究方法

1 研究の目的・方法

デンマークの触法知的障害者の刑事司法は、独自の知的障害者の裁判と保護観察処分の制度がある。知的障害者裁判と非刑罰的保護処分の代替措置（ダイバージョン）制度である。

本研究は、デンマークにおける知的障害特性とノーマライゼーション基準による知的障害者保護施設について、平成21年度から平成23年度の3年に亘りデンマークにおける実態調査等とその成果をもとに継続研究を行った。

知的障害者福祉とノーマライゼーションの発祥の国デンマークにおける触法知的障害者保護処分に関する調査研究により、日本における触法知的障害者支援のあり方の検討に資する基礎資料とすることを目的とする。

2 研究方法

本研究は、平成21年度から3年計画で実施の厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業における「デンマークにおける触法知的障害者保護処分制度に関する研究」（調査担当者佐々木明員、在デンマーク調査協力者銭本隆行）1）と成果を反映したその政策的検討の継続研究の一環である。

本研究は、デンマークの現地調査及び文献研究、デンマーク触法障害者支援関係者の招聘セミナー等によって得られた情報により調査研究した結果をまとめ報告する。

II. 結果

1 触法知的障害者保護処分施設の制度概要と地方自治体の設置運営

デンマークは、地方分権が徹底された国である。したがって、法や制度の分権化による施策は、各県、市町村の独自性によって施策の具体化が図られる。

※デンマークの行政組織は、Stat（ステート、国）、Region（レギオン、都道府県に相当）、Kommune（コミュン、市町村に相当）。

触法知的障害者の保護観察処分制度の仕組みとその保護施設に関する法制度は、刑法と社会サービス法によって定められている。

刑法と社会サービス法が連動した制度である。触法知的障害者保護観察処分は刑法16条、68条、知的障害を起因として自分に対する処分を理解しない者は、原則処罰を受けないこと、それによって犯罪を犯した知的障害者が、さらなる犯罪を犯すことを防ぐため、処罰の代わりに、保護観察処分を受ける可能性があることを規定している。触法知的障害者の保護処分の方法を、最高検通達

によって、5区分の保護観察処分について規定している。

これらの刑法を受けて、保護処分施設について、社会サービス法108条、173条、社会サービス法細則「保護観察に関する成人の自己決定権侵害と拘束、ならびに社会サービス法に基づく住居形態での、成人への特別閉鎖型保護観察処分と受け入れ義務について」、さらに、成人への住居に関する社会省ガイド95番が具体的な細目を示している。

保護処分制度の施設設置運営主体は、地方自治体である。

保護施設5区分におけるType1閉鎖施設はKofodsmindeはRegion（レギオン、都道府県に相当）が唯一所管する施設である。その他のType2からType4はKommune（コミュン、市町村に相当）が所管している地域の知的障害者施設・GH等であり、一般地域ケア施設である。

特別閉鎖型保護観察処分対象者は精神鑑定中、保護観察処分中、起訴猶予や仮釈放中の者としている。

外部ドアと窓を常時施錠する区画は社会省が閉鎖型区画として認定しなければならない。また、閉鎖型区画は、独立した住居形態か住居と関連した形態である。閉鎖型施設のKofodsmindeは、すべてのKommuneが人口比に応じて費用を負担する。

2 触法知的障害者保護処分施設設置運営基準

触法知的障害者保護処分施設は、区分1閉鎖施設を除くと、グループホームや在宅の保護観察であるため触法知的障害者に特化した設置運営基準はなく、一般的な基準である普通の生活を保障するノーマライゼーション理念と考えで設置されている知的障害者施設等の条件によっている。

① 触法知的障害者を受け入れる施設は、Kofodsminde以外は法で特別に指定されていない。あくまで社会サービス法108条にもとづくRegionまたはKommuneの施設であり、施設の原則は、知的障害者を受け入れる一般の施設と変わりはない。

② デンマークは、地方分権が徹底しており、地方自治体に大きな権限が委ねられている。地方自治体の中でも、Regionは医療と高度に専門的な分野（重症心身障害者入居施設など）しか管轄しておらず、Kommuneが福祉、教育などのその他の業務すべてを管轄している。

さらに、国→都道府県→市町村、という一般的な日本の3段階の行政の流れとは異なり、国→Regionと国→Kommuneとそれぞれの流れで完結し、3段階の流れというシステム論はほぼない。

③ 国は根拠となる法令を前項1のように定めている

が、設置や運営内容の詳細については、それぞれのKommune（一部はRegion）の裁量に任されている。定員や施設設備などについては、Kommune（一部はRegion）が、予算、自治体内での施設の運営実績、他の自治体の施設の情報、職員の労働環境などを考慮し、決定する。

さらに「成人への住居に関する社会省ガイド95番、2006年12月5日」にもとづいて、「必要なサービス」を提供するために、住宅改造や必要な設備設置、場合によっては、独立した簡易アパートの設置もあり得る。

デンマークにも自治体財政力の格差は存在する。しかし、特別な支援を要する入居者を受け入れても、入所提供義務を有する出身自治体から必要な費用を受け取るため、施設サービス内容に大きな差異が生じることは基本的にない。サービス内容が他と著しく異なったり、個人の要望が満たされないという状況に対する苦情申し立て委員会がKommuneやRegionに設置されている。

- ④ 保護施設の新設や増設の場合、職員と入居予定の家族、建築家が話し合い、Kommuneなどの承認を受けて設計計画が決まる。一般の福祉住宅、介護住宅についての規定や職員が十分に働ける広さを確保するなどの労働環境に関わる規定などを考慮して設計されるが、触法障害者に限っての特別な規定は存在しない。
- ⑤ 保護観察制度における保護施設の施設設備や面積についての規定はない。一般の障害者の施設と同じである。
- ⑥ 支援内容の規定について
刑法68条の再犯防止を念頭に、一般の障害者と同様に、個人ごとの支援計画が立てられる。ただし、内容については、問題行動等の有無などによって、触法のものとは一般のものとは異なる面は多い。(⑨参照)
- ⑦ 職員の配置職種と人員配置数の基準
職員の配置に関する特別な規定はない。障害者を支援する専門職であるペダゴグであることが望ましいが、配置職種と人員は規定されていない。支援に必要とする職種、人数を労働時間等から換算して所要の人員費を、出身Kommuneに請求する。
- ⑧ 事業報酬の算定とコスト
デンマークの保護観察処分に関わる施設はすべて公立で、基本的には、本人負担と出身Kommuneからの支払いによってほぼ成り立っており、日本のような事業報酬という概念はない。
- ⑨ 支援計画書の内容
支援計画書は、「Handel Plan（ハンネル・プラン）」または「Individual Plan（インディヴィデュアル・プ

ラン）」と呼ばれる個別支援計画である。社会サービス法141条に、Kommuneは知的障害者に対して個別の支援計画を立てなければならない、と規定されている。一般と同じく、触法者に対しても同様に、最低年一回は更新される。

以下のことが法で規定されている。

- (ア) 支援の目的
 - (イ) 目的をかなえるために必要な支援内容
 - (ウ) 住居、職業、個人サポート、治療、福祉用具などに関するそのほかの特別な状況
 - (エ) 予想される支援期間
触法者の場合には、さらに以下の観点が必要とされる。
 - (ア) 再犯予防のための個別の長期目標と特定の部分目標を計画する。
 - (イ) 危険性の評価を行いリスクマネジメントを行う。
 - (ウ) 支援計画作成について、可能であれば本人と共同作業を行う。
 - (エ) 最低年1回または必要性に応じて個別支援計画を評価、改訂する。
 - (オ) 日中活動に関するアクティビティーや企業就労の支援について計画する。
一般の障害者と同じく障害の程度によって支援内容を選定する。
閉鎖型の場合は内部に作業所、アクティビティセンターが併設されている。
開放型では、内部の作業所や外部の知的障害者のための作業所へ通う。通勤と帰宅の時に必要に応じ職員が同行する。
授産やアクティビティーの内容は、一般の障害者と特別な違いはない。必要性があれば、マンツーマンで行う。これも一般の障害者と同じである。
暴力行為等の可能性を持つ場合は、外部ではなく、保護施設の内部で活動する。
企業就労は一般的ではないが、状態がよくなり、企業での就労が将来の自立にも望ましいと判断されれば、可能性はある。Botilbudet Grønnebækでは現在、入居者1人が一般の企業に日中働きに出ている。
- ⑩ 触法知的障害者の利用料の明細
触法知的障害者も一般の知的障害者同様、家賃や食費は自分で支払う。収入に応じた費用負担のため、最終的に2、3千kr（デンマーククローナ、1 Kr≒日本円150）ぐらいのお小遣いが残る。しかし、施設の利用料は本人負担だけでは足りないため、残りの費用は出身Kommuneが負担する。(3. を参照。)

表1 触法知的障害者の5区分保護観察処分施設の概要

Type 1	相当程度の知的障害を持つ者のための閉鎖型保護施設への収監	他人へ危害を加える危険性が明白な者が対象。国内で唯一の閉鎖型保護施設「Koføedsminde」への収監。
Type 2	相当程度の知的障害を持つ者のための一般保護施設への収監。経過によってKommuneの判断で閉鎖型保護施設への収監の可能性。	職員が24時間勤務している知的障害者の入居施設への収監。放火や強盗、強姦などの他人に危険な犯罪を犯した者が対象。常時監視が必要で新しい犯罪を犯す危険性が出れば、司法の判断を待たずに、Kommuneが閉鎖型保護施設「Koføedsminde」への収監を決定できる。
Type 3	相当程度の知的障害を持つ者のための保護施設への収監。	職員が24時間勤務している知的障害者の入居施設での収監。放火や強盗、強姦などの他人に危険な犯罪を犯し、常時監視が必要な者が対象。
Type 4	Kommuneの観察の下で、Kommuneが定める生活や仕事を行う。経過によって、相当程度の知的障害を持つ者のための保護施設への収監の可能性。	更生のための支援（生活支援や依存症治療など）を受けながら、Kommuneの観察の下で自宅（入居施設やグループホームも含む）で生活。経過によって、Kommuneは司法の判断を待たず、保護施設へ収監を決定できる。
Type 5	Kommuneの観察の下で、Kommuneが定める生活や仕事を行う。	更生のための支援（生活支援や依存症治療など）を受けながら、Kommuneの観察の下で自宅（入居施設やグループホームも含む）で生活。

「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINSHMMEDE UNDER KOMMU · ALT TILSYN」

En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2010, 改訂版, NDU)

3 保護観察処分施設の概要

① 触法知的障害者の保護施設の概要と支援内容

(ア) 目的

再犯を予防し、かつ社会で再び生活を送ることができるようにすること。

(イ) 対象者

犯罪を犯し、裁判所で審判の対象となった知的障害者。

(ウ) 支援内容

生活・就労支援、日中のアクティビティー、指導または治療。

(エ) 職員

主にペダゴギーとペダゴギー補助。医師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士等は通常は常勤ではなく、非常勤であったり、必要に応じて来る。

※ペダゴギー：障害者を支援するための資格。ペダゴギー補助は資格は問われない。

(オ) 職員の専門性

同様施設での勤務経験があることが望ましいが、特殊な分野のため、勤め始めてから講習などで専門性を高めていく者も多い。

性犯罪の再犯防止指導については、性指導員などの専門職員があたる。

※性指導員：約1年半の性指導に関する専門教育を受け資格取得。

(カ) 保護施設制度のシステムとType別施設の実態

犯罪を犯した者が、知的障害を抱えていると認定されれば、刑事処分は課されず、犯罪内容や障害の程度などによって以下の5つのタイプに分類される。Type 1のKoføedsminde以外は、触法者だけを対象とした専門の保護施設は存在しない。従って、Type 2～5

では、一般の知的障害者が生活している施設やグループホームで生活するのが普通である。

保護施設は、10人以上の規模で触法知的障害者が暮らす施設は国内に7か所。そのほか、一般住宅やグループホームの形態を取る場所も含めれば、全国で20か所程度存在する。多くが、Regionによる運営である。

4 保護観察処分施設の支援体制

① Type 1 閉鎖型保護施設

施設名：「Koføedsminde (コフォスミネ)」

デンマーク南東部のLolland市に位置する、国内唯一の触法知的障害者のための閉鎖型保護施設である。Region Sjælland (レギオン・シェラン) が運営する。Type 1とType 2に属する者がほとんどである。現在閉鎖棟の定員は32人。2012年1月から定員は5人増員する。そのほかに、敷地内や街中にあるアパートでサポートを受けながら暮らす開放型の定員18人の保護施設がある。施設内に作業所などもあり、職員数は約250人おり、ほぼ半数がペダゴギーである。

暮らす知的障害者は「入居者」と呼ばれ、処分の中で決められた条件以外は、一般市民と同じく、NOを言える権利を持つ。携帯電話やパソコンでネットの利用をすることができる。個々人に支援計画が立てられ、作業や教育、就労支援が行われる。

2011年9月時点で、18歳から73歳までが暮らし、女性10%未満。主な犯罪の種類は、1. 放火、2. 性犯罪、3. 殺人である。入居年数は最低5年から永住を含め、平均8年程度である。

刑法による処分の結果は、保護施設入居、施設生活費用は、一般の障害者と同額受給年金または生活保護費から支払う。通常入居者の家賃と食費等の費用

は毎月4,500kr程度である。入居者1人にかかる施設経費の不足する分は、出身Kommune（日本的に言えば住民票を置いているKommune）が負担する。ただし、同施設は国内唯一のため、変則的な予算措置をとり、閉鎖型は全国98のKommune人口数による分担金を拠出している。開放型は、一般施設と同等に出身Kommuneがかかる経費の不足分を負担する。

同施設の生活の支援等は、同施設職員が日々の支援をするが、新たな出費が必要な場合や退所に向けた住居や職場探しは、出身Kommuneの障害者を担当する生活サポートのワーカーが対応する。

② Type 2 保護施設

Svendborg市Stubbevungen（ストップヴァンゲン）プロジェクト

デンマーク中南部Svendborg市（人口約58,000人）は2011年5月から、触法知的障害者のための独自のプロジェクトを実施した。一般住宅地にある一軒の民家で、触法知的障害者1人に対して職員5人、10月からは触法知的障害者2人に対して職員8人で24時間サポートしている。現在入居している1人の女性は放火癖があり、Type 2に属する。保護観察処分用の住居は、処分要件を満たすことができれば、施設や住居の如何は問われない。

同市が独自のプロジェクトで触法知的障害者を受け入れることとした最大の理由は経済性である。Kofoedsmindeにおける開放型の入居者1人当たりの費用は3-400万Kr（4-6,000万円）。一方、市独自で受け入れた場合は、費用1人当たり200万Kr（3,000万円）と予算を節減している。その方法は、日中アクティビティを市営デイセンターで行い、人件費を抑制している。

③ 保護施設の設置要件や基準

(ア) 犯罪の分類基準、障害状況

KofoedsmindeだけがType 1を受け入れることができる。Type 2～5は、各専門施設はなく、一般知的障害者施設やグループホーム、アパートに暮らす。

(イ) 支援者・専門職の配置

サポートする職員は、障害者支援の専門家であるベダゴーが望ましいが、特別な資格や職員配置の決定はない。臨床心理士や精神科医、作業療法士などは、必要性に応じて、非常勤等で配置している。

(ウ) 施設設備

一般住居と同じで、入居施設でも、標準的な広さは65平方メートルであり、キッチン・トイレ・シャワー付きのアパートである。昔からの施設を使い続け、約30平方メートルの間とシャワートイレ付きという部屋もまだしばしばみられる。

ofoedsmindeの閉鎖型を除き、24時間監視が必要な場合でも施設は禁じられている。放火歴・癖がある者を受け入れる場合は、部屋は耐火用かつ防火アラームを設置する義務がある。

(エ) 刑事司法との連携関係

保護施設の受け入れは、サービス法（福祉）と医療法（医療）、刑法（司法）の間に成り立っている。司法当局の司法省犯罪局は、保護観察期間中は最低年2回、居住者の状態報告を受ける。保護施設の支援はコミューンが責任を負う。居住者は、処分に伴う一定の条件以外は、一般の障害者と同じ権利を有し、早期年金（障害者年金に相当）や生活保護費から家賃や諸経費を負担する。

処分期間の短縮や終了、延長は、高検検事が高等裁判所に諮って最終的に決定するが、実際には、居住施設担当職員と出身Kommune担当者の意見が大切にされる。

Kommuneの支援の責任と権限

逮捕されるまで住んでいた出身Kommuneが責任を持つ。保護観察処分でも同じ。生活に関わる必要経費の本人が支払った残りの負担のほか、退所後の住居、就労、日常生活のサポートも行う。ただし、処分の条件以外については、一般と同じく、本人の自己決定は最大限尊重される。

④ Type別保護施設の触法障害者の実態

(ア) 触法・罪名・犯罪歴の状況、年齢、性別、障害状況（IQ、障害分類）

Kofoedsmindeの閉鎖棟は主にType 1, 2の対象者が暮らす。そのほかの施設は区分によって住む施設が変わることがないため、特別な差は原則的にはない。

(イ) 治療、矯正教育等のプログラム

個別の支援計画が組まれる。認知行動療法的（Cognitive）、または教育的な指導を通し、問題行動を改善することを目指す。

性犯罪の傾向がある者には、専門教育を受けた性指導員などの職員が教育的指導を行う。

(ウ) 一般知的障害者への安全確保等に関する体制

一般の知的障害者への恫喝や暴力などの行為は存在し、危険性がある者へは職員がより注意を払うが、現実には起こりえる。問題には処罰ではなく指導を行う。懲罰室等はない。他者と共生ができないと判断されれば、別の施設へ移動もあり得る。

(エ) 保護処分期間が過ぎた者の具体的問題状況

Kommuneは、処分期間が過ぎ入居者に対して帰住する住居を提供する義務がある。しかし同時に、障害者本人に住居や仕事の選択の自由もある。そのため、保護処分期間が過ぎても、障害者が希望する環境が見

つかからない場合に、一般知的障害者施設の入居者として、そのまま居住し続けるケースもある。ただし、デンマークでは、日本と異なり、犯罪歴を理由にした地域住民の反対により、居住できないということはまずあり得ない。

(オ) 精神鑑定などで処分が決定するまでの拘留期間は平均7か月である。デンマークでは、一般の容疑者でも拘留期間が1年に達するのは珍しくはない。障害者のみが長いわけではない。長い拘留期間について、支援計画が立てづらく、職員側にも対応に戸惑いがあるため常に議論となっているが、人員や職員の休暇等による職員配置の問題が背景にはある。良好な労働環境の確保に多大な労力を費やすデンマークの問題とも言える。

⑤ 一般知的障害者及び触法知的障害者と非行知的障害児の混合処遇体制

(ア) 非行知的障害児の保護観察の実態について

既報では、触法知的障害者と非行知的障害児が保護処分施設における混合処遇が問題になっていると、デンマークの関係者・専門家の説明により記述されてきた。しかし、今回実地調査及びKommune所管者への確認において、非行少年は成人とは一緒に処遇されることはなく、閉鎖型や開放型の保護施設が存在する。しかし、非行知的障害児のための専門の閉鎖型保護施設はないため、一般非行少年と同じ施設で生活するのが普通である。一般非行少年との生活には問題が生じる可能性もあるため、内部で分離するなどを行っている。

2010年法務省の調査によると、犯罪を犯して保護観察処分を受けた知的障害者の5分の1が15歳から19歳までの年齢である。

(イ) 年齢の基準、処遇の基準、就学について

デンマークの成人年齢は18歳である。しかし14歳から刑法の対象となる。2010年に最低年齢が15歳から1歳引き下げられた。13歳以下は刑法に基づいては罰せられない。

14～17歳までの処分は以下に分かれる。

1. 警告または罰金
2. 告訴取り下げ①無条件②条件付き③誓約書提出
3. 執行猶予付き判決－社会奉仕－
4. 青年処分－治療判決－
5. 実刑判決－少年院または閉鎖型保護施設－

※青年処分－治療判決－は原則2年間まで。3段階の治療プロセスに分かれる。

第1段階 閉鎖棟で2カ月。

第2段階 開放棟で最大12か月。問題行動矯正のためのプログラムに基づいた生活。

第3段階 退所へ向けて最大10カ月。自立生活支援を目的としたプログラムをもとに生活。

⑥ 非行少年の処遇体制と指導者の専門性について
非行少年は、以上の処分内容に基づいて、自宅や保護施設、閉鎖型保護施設などで処遇を受ける。施設での職員は主としてペダゴグである。

⑦ 刑務所受刑触法知的障害者の状況について

(ア) 触法知的障害者の一般刑務所への受刑や保護観察処分の分類基準とその実態

知的障害のグレーゾーンに属する者が一般刑務所に受刑している可能性は否定できない。たとえばIQ70前後の者である。近年は知的障害に対しての概念が広がったり、発見システムが充実してきており、これまでは知的障害とみなされていなかった者も知的障害と認定されるようになってきているため、グレーゾーンの認定はさらに困難を増している。しかし、知的障害者と認定されれば、刑務所で処遇されることはない。

(イ) 刑事施設の種類とその矯正処遇の制度と内容

知的障害者が刑務所における矯正処遇を受ける制度はなく、保護処分施設における矯正処遇となる。

(ウ) 出所後の社会復帰のための更生保護の支援について

知的障害者は保護処分施設における保護処分のため、刑務所にはいない。日本における出所後における社会復帰のための更生保護に類似する制度もない。刑法によるグレーゾーンとみられる刑務所出所者の場合は、コミュニケーションが支援の責任を持つ。コミュニケーションには、市民1人ずつに担当ソーシャルワーカーがおり、相談・支援を受けることができる。

5 非行少年の刑事施設や非行児童福祉施設について

① 非行予防地域システム—SSP（学校・行政・警察）—について

デンマークでは、法的において、S (skole=学校)、S (social forvaltning = Kommuneの社会部局、日本の教育委員会に相当)、P (politi = 警察) が協同して青少年の非行・犯罪防止に努めなければならないと定められている。非行予防地域システムのSSPに関わる委員会は、警察署の管区にある委員会と、ひとつのコミュニケーション内の委員会の2種類がある。警察署管区の委員会には、警察署長と管区内のKommuneの市長などがメンバーとなり、年数回会合が開かれる。しかし実質的な活動は、Kommune内の委員会が中心になって実施されている。ただし、実践方法は画一的ではなく、Kommuneによって多様である。

Svendborg市の場合、13人のメンバーから成るSSP委員会が結成されている。メンバーは、国民学校や高校、社会部局、警察の担当職員から成る。そのうち2

人は、SSPコンサルタントという市の専門職が含まれる。SSPコンサルタントは、年一回各国民学校の9学年を訪問し、犯罪防止について授業を行うなど犯罪防止について学校と警察の橋渡しの役割を担う、さらに、実際に犯罪に関わった青少年のサポートを、校内外で行う。場合によっては、警察の取り調べにも同席する。

② 障害がない場合の非行少年の処遇施設

未成年は国連憲章に則り、成人と一緒に処遇されない。処分内容によって自宅や療育里親、開放型保護施設、閉鎖型保護施設または少年院が利用される。閉鎖型保護施設は国内に7か所ある。6か所がRegion、1か所がコペンハーゲン市(Kommune)によって運営されている。

③ 日本の非行児童に関する刑事施設及び福祉施設との対比。

日本における犯罪・非行等の少年は、刑事司法における保護施設である少年院、非行児の児童福祉施設である児童自立支援施設、微罪・虞犯などの少年の場合の児童養護施設がある。

デンマークでは、日本のような種類の分類施設別の「保護処分施設」はなく、少年棟がある刑務所や、少年院に相当する「閉鎖型保護施設」(Sikret institution)があるほかは、すべて「若者施設」(Ungeinstitution)となっている。

施設ごとに、より軽い犯罪を犯した少年のための開放型保護施設や精神疾患や問題行動を抱える少年の治療保護施設、被虐待児のための保護施設などの専門性を持つ。

6 日本の心神喪失等医療観察法との比較について

① 触法精神科の関係と知的障害者の実態

デンマークの触法精神科は原則、精神疾患を患っている触法者が対象であり、知的障害者が精神疾患を患っていないければ、触法精神科と関係は持たない。しかし、知的障害者の精神疾患すべてを触法精神科でみるわけではなく、程度によっては一般の精神科でも受診可能である。

② 触法精神科における知的障害者のアルコール依存症、薬物依存症等の治療及び問題別特別指導（性犯罪等々）について

一般のアルコール依存症者に対しては、アルコール依存症センター、薬物依存症者には薬物依存症センターが各コミュニティに存在する。センターを持たないコミュニティは他のコミュニティの治療サービスを買う形で住民にサービスを提供している。一般の依存症受刑者は刑務所内で治療を受ける。触法精神科は、精神疾

患と重複する場合に依存症受刑者に治療を行う。

依存症の触法知的障害者に対しては、触法精神科ではなく、各コミュニティのセンターで治療するか、生活している施設で指導を行う。

③ 性犯罪に対しては、一般の受刑者は刑務所内や触法精神科で治療や指導が行われるが、触法知的障害者に対しては、生活している施設などで性指導員などの専門職員が対応する。

④ 再犯等のおそれがある場合の保護処分の変更

－保護施設所長判断の基準と権限について－

再犯等のおそれがある場合の保護処分レベルの変更措置について、日本の保護観察における地方更正保護委員会の決定と保護観察所の機能を持っている。保護施設の意見は重視され大きな役割を担っている。

保護処分の変更や解除については、高検検事が最終的な判断を下して裁判所へ諮り、決定される。保護観察処分中は、高検検事が年一回、保護施設など入居する場所の担当から報告書の提出を受ける。レポート作成者は出身Kommuneとは限らない。

⑤ 知的障害者保護施設における長期の処分期間の問題について

処分期間は以前は無期限だったが、無期限だと本人への精神的負担が大きいため、2000年夏から、比較的軽い犯罪の場合は、5年までの有期限が導入された。満期が来るまでに状態が改善されたと認められれば、途中で終了することも可能だが、逆に状態が改善されなければ延長もあり得る。

III. 結語

デンマークにおける触法知的障害者の保護処分制度について具体的支援の詳細とシステムについて第2報としてまとめた。

本研究調査において、デンマークにおける触法知的障害者が基本的人権が保障され、地域の中で普通の生活に近い居住環境で生活をし、再犯防止と自立を支援する体制が存在している。

障害特性に配慮しつつ、安定した質の高い生活と活動が保障された状況における保護処分制度は、障害者福祉及び司法福祉のモデルであり、また、パーソナルケアを支える市町村福祉のシステムである。

したがって、デンマークにおける触法知的障害者の保護処分制度は、わが国の福祉のあり方と今後の司法福祉の検討における参考価値が高いモデル性があり、有用な参考事例である。

今後、触法知的障害者に関するわが国の刑事司法と司法福祉への適用の具体化を図り、政策提言としてまとめていきたい。

文 献

- 佐々木明員 「デンマークにおける触法知的障害者保護
処分制度に関する研究」 北海道医療大学看護福祉学
部研究紀要 (2011) No.18, 2011
- 佐々木明員 「デンマークにおける触法知的障害者保護
処分制度に関する研究」
平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 ((障害保健福
祉総合研究事業) 触法・被疑者となった高齢者・障害
者への支援の研究事業) 田島班分担研究者小林グルー
プ研究分担報告書
- 佐々木明員 「デンマークにおける触法知的障害者保護
処分制度に関する研究」
平成22年度 厚生労働科学研究費補助金 ((障害保健福
祉総合研究事業) 触法・被疑者となった高齢者・障害
者への支援の研究事業) 田島班分担研究者小林グルー
プ研究分担報告書
- 「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHMMEDE
UNER KOMMUNALT TILSYN」 En håndbog om
lovregler og pædagogiske udfordringer (2010 改訂版,
NDU)
- 「コミュニケーションの保護観察処分にある容疑と有罪判決を受
けた知的障害者」 - 法令と教育的挑戦に関するハンド
ブック (訳文 銭本隆行)
- 「Dårligt begavede lovovertrædere-et komplekst
indsatsområde med vokseværk」
(2010年11月, Handicaphenbrik Tidsskrift, Lars Sandberg
著)
- 「法を犯した知的障害者 - 思春期の悩みを持った複雑な
分野」 (訳文 銭本隆行)
- 「Samråd for udviklingshæmmede lovovertrædere i
Syddanmark, Årsrapport 2007」 (2008 July, Syddanmark)
- 「南デンマーク・レギオンでの法を犯した知的障害者の
ための審査委員会, 2007年年間報告」 (2008年7月,
レギオン・南デンマーク) (訳文 銭本隆行)
- 「Sikrede institutioner for børn og unge」 - Lovgrundlag og
socialpædagogisk praksis- (Danske Regioner 2011)
- 「青少年のための閉鎖型施設」 - 法的根拠と社会教育的
実践 (訳文 銭本隆行)
- 「Unge med dom til ungdomssanktion」 - en udredning af
25 afslutende forløb (2005, Teori og Metodecentret) (訳文
銭本隆行)
- 「青年処分判決を受けた若者」 - 25人の調査 (訳文 銭
本隆行)
- Kofoedsminde所長・Hans Christian Hansen氏から聞き取
り (訳文 銭本隆行)
- Svendborg市障害福祉部長・Hasse Jacobse氏から聞き取
り (訳文 銭本隆行)

For protective measures system of criminal intellectual disabilities in Denmark (2)

Harukazu SASAKI